

平成18年度包括外部監査報告書指摘事項等の措置実施区分

ページ	項目	内容	担当課	措置状況	対応区分
P46 P134	訪問調査	72%ものケースにおいて年間訪問計画に基づく訪問が達成されていない。しかも、A・B・Cは稼働能力を有しながら十分能力が発揮できていないケースが多く、D・Eに比べ就労指導が必要であるにもかかわらず訪問回数が達成されていないケースが多いのは問題である。	生活福祉課	(措置済) ケースワーカー数については、ほぼ国の基準どおりに配置していますが、各担当者が新規申請ケースを常に数件抱え、その調査にかなりの時間を要している現状では、訪問の完全実施は極めて困難です。	措置済
P46	訪問調査	訪問回数ゼロのケースが有効抽出件数295件中15件もあり、いかにケースワーカーが多忙とはいえ問題外である。特に、年間訪問回数6回以上のBの格付において10件もあり、今後は少なくとも半年に1回は訪問回数をチェックする等の方法を十分検討していただきたい。	生活福祉課	しかし、訪問が全くできていないケースがあることについては、決してあってはならないことです。これまで査察指導員が毎月訪問チェックを行い、未訪問ケースについては個別指導してきましたが、結果的に指導が不十分であったといわざるをえません。	措置済
P48 P135	課税調査	社会福祉事務所別では倉敷・水島福祉事務所に問題があるが、実態把握のための訪問回数が不十分のケースが多い。	生活福祉課	今後は、査察指導員が毎月の訪問チェックを確実に適正に実施するとともに、9月と2月には訪問消化状況をさらに重点的にチェックして厳しい訪問指導を行い、少なくとも未訪問のケースについては全廃していくこととしました。	措置済
P48 P135	課税調査	世帯主の年齢は40代・50代の稼働年齢層が多いにもかかわらず、実際の訪問調査回数が少ない場合がある。	生活福祉課	併せて、申請の多い福祉事務所については、新規調査用の専任職員を配置するよう、人事当局に強く要望することとしました。 (平成19年6月現在)	措置済
P48 P135	課税調査	把握された収入未申告につき、法第63条・78条の適用時期が遅い。平成16年度の所得に対して平成18年度に適用しているケースが多い	生活福祉課	(措置済) ①毎年6月の課税資料照会後、突合作業を7月中旬に完了させ、その時点で一旦決裁を取らせることとしました。 その後、8～9月で調査・認定作業を一するよう指導し、10月に査察指導員が状況をチェックする体制としました。 なお、児島福祉事務所の3ケースについては、17年度に事務処理を行っています。 ②事業収入者の申告義務は、所得税の発生を前提としているため、福祉事務所として正式には指示できませんが、自家消費分との区別など必要経費の算定があいまいなケースについては、申告を勧めることとしました。 また、収入が少なかつたり必要経費が多すぎるなど所得金額が低額である場合には、積極的に転職指導を行います。 (平成19年6月現在)	措置済
P49	倉敷社会福祉事務所のマッチング作業	要調査ケースであるにもかかわらず、その後の調査がなされていない。報告済み収入が所得状況一覧表(マッチングリスト)より少ないにもかかわらず調査追求漏れしていた	生活福祉課	(措置済) 毎年6月の課税資料照会後、突合作業を7月中旬に完了させ、その時点で一旦決裁を取らせることとしました。	措置済
P49	倉敷社会福祉事務所のマッチング作業	78条適用ケースでマッチング作業が不完全であったもの本人からの給与証明の提出をまっいてマッチング作業が遅れていた	生活福祉課	その後、8、9月で調査・認定作業を一するよう指導し、10月に査察指導員が状況をチェックする体制としました。 (平成19年6月現在)	措置済

ページ	項目	内容	担当課	措置状況	対応区分
P49	倉敷社会福祉事務所のマッチング作業	事業収入のある方で、支出の正当性を立証できない経費を認めていたもの。 事業収入がある場合には、確定申告につき経験の浅いケースワーカーが指導しても実効性が乏しい為、このケースでは必要経費の妥当性を検証するため所得税の確定申告を指示すべきである。	生活福祉課	(措置済) ①毎年6月の課税資料照会后、突合作業を7月中に完了させ、その時点で一旦決裁を取らせることとしました。 その後、8～9月で調査・認定作業を一層のように指導し、10月に査察指導員が状況をチェックする体制としました。 なお、児島福祉事務所の3ケースについては、17年度に事務処理を行っています。 ②事業収入者の申告義務は、所得税の発生を前提としているため、福祉事務所として正式には指示できませんが、自家消費分との区別など必要経費の算定があいまいなケースについては、申告を勧めることとしました。 また、収入が少なかつたり必要経費が多すぎるなど所得金額が低額である場合には、積極的に転職指導を行います。 (平成19年6月現在)	措置済
P49 P135	マッチング作業表の保管	この作業表が生活保護費の不正受給を発見する有力な手段であり重要な検証資料であるなら、ケースファイルに綴じこむ以外にこれを別冊とし、他の者による再検証作業が容易となるよう、倉敷社会福祉事務所のように書類を別途保管すべきである。	生活福祉課	(措置済) 4福祉事務所ともファイリングを行い、担当ケースワーカー以外のもでも容易に再検証ができるよう整備しました。 (平成19年6月現在)	措置済
P64	資産の保有状況(資産の活用)	平成16年12月保護開始以降、処分がなされていない。自宅ではないため、早期の処分が望まれる。	生活福祉課	(措置済) 本ケースについては、亡夫の亡父名義の資産であり、売却指導ができないにもかかわらず誤った支援方針を立てていました。 そのため、支援方針を「相続放棄をしない」旨に変更しました。 (平成19年6月現在)	措置済
P64	資産の保有状況(資産の活用)	主名義の土地・家屋について、課税照会及び登記簿謄本を徴収し確認したところ、主の妹の婿と思われる人が銀行から借金をして買い取り、所有権を移転している(ただし、根抵当権設定あり)。 早期に調査し、必要があれば法第63条の適用を検討すべきである。	生活福祉課	(措置済) 平成20年10月に、主の妹婿に所有権移転の経緯について確認しました。 その結果、保護開始時から資産価値のない活用不可能な資産であったこと及び今後も当該資産の活用による収入は見込めないことが明確になったため、資産台帳から削除しました。 (平成21年10月現在)	措置済
P64 P138	資産の保有状況(資産の活用)	車(原付除く)については以下のとおり、現在、処分未了が4件あった。うち1件は適切な理由があり保有を容認しているが、他の3件は現在、廃車等を指導中であることから、早急に処分することが必要である。	生活福祉課	(措置済) (倉敷)本ケースは、平成19年3月1日廃止となりました。 (玉島)平成19年11月、車の処分を書面及び現地調査により確認しました。 (水島)本ケースは、平成20年7月1日廃止となりました。 (平成20年8月現在)	措置済

ページ	項目	内容	担当課	措置状況	対応区分
P77	個別ケースの監査結果	今後は、訪問回数を定期的にチェックすることはもちろん、ケースワーカーの増員も考慮し、できる限り訪問計画通りに調査する体制が必要である。	生活福祉課	<p>(措置済)</p> <p>ケースワーカー数については、ほぼ国の基準どおりに配置していますが、各担当者が新規申請ケースを常に数件抱え、その調査にかなりの時間を要している現状では、訪問の完全実施は極めて困難です。</p> <p>しかし、訪問が全くできていないケースがあることについては、決してあってはならないことです。これまで査察指導員が毎月訪問チェックを行い、未訪問ケースについては個別指導してきましたが、結果的に指導が不十分であったといわざるをえません。</p> <p>今後は、査察指導員が毎月の訪問チェックを確実にかつ適正に実施するとともに、9月と2月には訪問消化状況をさらに重点的にチェックして厳しい訪問指導を行い、少なくとも未訪問のケースについては全廃していくこととしました。</p> <p>併せて、申請の多い福祉事務所については、新規調査用の専任職員を配置するよう、人事当局に強く要望することとしました。(平成19年6月現在)</p>	措置済
P89 P139	保護費の返納金等	複数職員体制は必須であり、また、現金を扱える場合が限定されるような方法を考慮すべきであり、そのことをマニュアル化する必要がある。	生活福祉課	<p>(措置済)</p> <p>「業務遂行に当たっての注意事項」を作成し、その中で現金の取扱いについて詳細に取り決め、各職員に周知徹底しました。(平成19年6月現在)</p>	措置済
P89 P139	保護費の返納金等	ケースワーカーのローテーション方法の再検討	生活福祉課	<p>(措置済)</p> <p>被保護者との信頼関係を構築するためには、少なくとも1年以上の担当地区固定が望ましいと考えますが、いたずらに長期化すれば様々な問題が生じることとなり、適切な指導指示も行えなくなることもありますので、2年を目安として定期的な担当地区換えを行うこととしました。</p> <p>また、このことにより、ケースワーカー同士の情報共有を図ることができ、諸問題の解決や指導に当たっての一助になりうるものと考えています。(平成19年6月現在)</p>	措置済
P89 P139	保護費の返納金等	法第63・78条の返還金残高確認を定期的実施すること	生活福祉課	<p>(措置済)</p> <p>毎月末現在時点での残高確認を行い、それにより正確な状況把握に努め、対象者に対して適切な指導を行っております。(平成19年6月現在)</p>	措置済

ページ	項目	内容	担当課	措置状況	対応区分
P90 P139	指導指示書の閲覧結果	指示書を閲覧すると、口頭指示を何度も無視された挙句の文書指示となっている印象であるが、文書指示の効果を考えると、もっと早期に文書指導すべきであったと思われる。	生活福祉課	(措置済) 指導指示については、原則として口頭により直接当該被保護者に対して行うこととされており、一定期間において何回かの口頭指示が必要となります。 それにもかかわらず、目的が達成されないと認められるときは、やむなく必要最低限の範囲で文書による指導指示を行います。それに従わない場合には保護を変更・停止・廃止する場合がありますので、それゆえに慎重な取扱いが求められる行政行為であると認識しています。 しかし、御指摘のとおり、口頭指示が過度に重なり、無意味に長期化している例も散見されますので、この度指導指示マニュアルを作成し、それにより適切な指導指示を行うよう改善しました。 (平成19年6月現在)	措置済
P90 P139	指導指示書の閲覧結果	指導指示書はケース記録に綴じ込まれるのは当然として、指示書のみをファイルしている福祉事務所は少ない。担当者以外が文書指示事項の内容及び結果を早期に把握する為に、指導指示書ファイルを設けるべきである。	生活福祉課	(措置済) 指導指示後の状況把握は、査察指導員の業務の一つであり、指導指示書の年度別リストを作成して経過状況の把握に努めています。 また、ケース台帳の処遇票に指示書の発行を時系列で記録し、一覧表にしています。 さらに、今後は指導指示書の電子ファイル化を検討していきます。 (平成19年6月現在)	措置済
P109	生保開始時での受給資格の不十分	生活保護の開始時点で、主は翌年に60歳となるため老齢厚生年金の受給資格の調査を十分に行う必要があったが、不十分なまま受給資格なしと判断して、生保開始としてしまったものである。さらに、保護開始から8年以上もの間、受給資格の再確認がされていなかったことも問題である。	生活福祉課	(措置済) 今後このようなことが生じないように、チェックシートを活用しながら、受給資格の再確認に努めています。 (平成20年8月現在)	措置済
P109	消滅時効により切り捨てられた年金請求権	年金の請求権の消滅時効(5年)によって切り捨てられている期間がH9.9からH11/9まで2年間分も発生しているものである。本来であれば当然に受給できた年金であり、その分は保護費として本来支給せずにすんだものである。 また、法第63条の返還金として回収が不能となってしまったものである。社会保険庁の資料によりこの金額を計算すると1,801,658円もの高額になる。このようなケースを生じることにはあってはならないと考える。	生活福祉課	(措置済) 今後このようなことが生じないように、チェックシートを活用しながら、受給資格の再確認に努めています。 (平成20年8月現在)	措置済
P109	保護申請時の受給資格の確認チェックシートの作成	様々なケースに対応できる年金の確認チェックシートを作成しておき、これを用いて統一的な手順を行うことで、効率的に漏れのない確認作業が可能となると考える。	生活福祉課	(措置済) 御提案のチェックシート活用については、19年度から実施しています。 (平成20年8月現在)	措置済

ページ	項目	内容	担当課	措置状況	対応区分
P111	受給権の確認が困難な場合の対応	本人の申請に頼るのでなく、ケースワーカーが積極的に指導を行い受給権の確認、申請指導を行う必要がある。また、本人が傷病の場合など必要であれば代理でこれらを行うことも必要である。	生活福祉課	(措置済) 被保護者の障害年金等の受給申請については、自らが自主的に手続きを行うケースはほとんどなく、ケースワーカーが受給可否の確認や受給指導を行っているのが実情です。 また、被保護者が傷病等により受給申請ができない場合には、従前からケースワーカーが同行又は代理して申請手続きを行っています。 (平成19年6月現在)	措置済
P114	翌年度でのマッチング調査が不十分	退職していない場合は、翌年の所得マッチングで不一致が生じていたはずであり、迅速な調査を行ってれば平成12年度で発見され法第78条が適用できて徴収額が少なかったと考える。	生活福祉課	(措置済) 税務担当職員を講師として課税資料の確認方法の内部研修を行うなど、確認漏れが生じないよう改善を図りました。 (平成20年8月現在)	措置済
P116 P140	退職している事実の確認	本人が退職したとの申請があった場合には、退職を証明できる書類(失業保険の退職証明書、源泉徴収票他)での確認の実施が必要と考える。	生活福祉課	(措置済) 相談者については、源泉徴収票も雇用保険もない事業所等で就労していた者が多く、一律に関係書類を提出させることは困難ですが、会社で就労していた場合には、確認書類の一つとして提出してもらうこととしました。 (平成20年8月現在)	措置済
P117 P141	年金と年金基金の受給資格の同時調査の実施	本人からの職歴を聴取した結果により、年金基金の受給資格の可能性が考えられる場合は、年金基金の受給資格の調査が必要と考える。年金の場合と同様に、積極的に指導を行い受給権の確認、申請指導を行う必要がある。また、本人が傷病の場合など必要であれば代理でこれらを行うことも必要である。これは年金の調査時に一緒に行えば効率的である。	生活福祉課	(措置済) 積極的に指導を行い、受給権の確認及び申請指導に努めています。 年金基金受給に係る代理申請については、本人しか知りえない個人情報も多々必要とされるため一定の限界はありますが、可能な限りケースワーカーが同行又は代理して申請を行っています。 (平成21年10月現在)	措置済
P117 P141	無申告・過少申告は必ず発見されることの説明書の配布	就労収入があった場合適切な申告をしない場合には、すぐに判明することを被保護者に理解させることが必要である。そのためには口頭指導に加えて、これらの説明書を作成して配布することが有効であると考え。	生活福祉課	(措置済) 説明書(平成18年6月30日付け「届出義務について」)を被保護者帯あてに送付し、注意を促しました。 今後は、年1回の送付を計画しています。 (平成19年6月現在)	措置済
P118	文書指導の遅れ	口頭の指示が平成14年10月から平成16年2月まで約1年半行われていない。口頭の指示をもっと早く行い、指示に従わない場合は文書指導を行い、法第78条適用すべきであったと考える。その他に、所得マッチングで差異が生じていながら、差異内容の確認ができず、法第78条決定年度が後になっているケースが多くあった。	生活福祉課	(措置済) 平成19年度に指導指示マニュアルを作成しました。それにより、統一的に取組み適切に措置しています。 (平成20年8月現在)	措置済

ページ	項目	内容	担当課	措置状況	対応区分
P118 P141	借入歴のある者に対する文書指導の一斉交付	借入歴のある被保護者に対しては文書を一齐交付し厳しく指導することが本人のためにもなり必要であると考えます。	生活福祉課	(措置済) 平成18年11月に文書を一齐送付し、生活保護受給中は年金担保貸付を受けることができないこと等について、再度注意を促しました。 (平成19年6月現在)	措置済
P119	早期の廃止・告発	確信犯的な収入未申告を再三繰返しており、悪質な不正受給である。このようなケースに対しては状況の猶予を与える必要はなく、厳正に対処すべきであり、文書指示を早期に出して、改善がない場合は廃止を行うべきである。さらに、刑事告発の検討をすべきである。	生活福祉課		措置済
P119 P141	文書指示・廃止・刑事告発のガイドラインの作成	倉敷市独自のより厳格な基準として、口頭指導から文書指示、廃止に至るガイドラインを作成して、統一的な取扱いを策定する必要があると考える。具体的には、口頭指導に従わない場合の文書指示とする基準(期間・金額・内容)、文書指示に従わない場合に廃止とする基準(履行期限)、悪質な場合の刑事告発の基準を策定するものである。これにより不正受給に対してより厳格な対処が可能になると考える。	生活福祉課	(措置済) 指導指示マニュアルを作成しました。 その取扱いについては、研修等を通じて統一化を図るとともに、関係職員の資質向上に取り組んでいます。 (平成19年6月現在)	措置済
P143	稼働能力の活用	65歳以上は一律、稼働能力が問われないのには疑問がある。65歳以上になってもシルバー人材センターに登録する等により稼働能力を活用すべきである。	生活福祉課	(措置済) 生活保護法及び関係要領等においては、稼働年齢層を具体的に何歳から何歳までと明記はしていませんが、国や県の指導により、15歳以上(高校在学者を除く)65歳未満として捉え、就労指導を行っています。 したがって、65歳以上の被保護者に対しては、現在積極的な就労指導は行っていませんが、就労意欲のある者については、当人の健康状態等に十分配慮しながら就労支援を行っています。 (平成19年6月現在)	措置済
P151	年度末での貸付金残高の照会手続きの実施(緊急援護資金貸付金)	年度末での未回収貸付金残高と貸付金台帳との照会を実施すべきである。	生活福祉課	(措置済) 毎年度末に未回収貸付金残高と貸付金台帳との照会を行い、厳重な管理を行うこととしました。 (平成19年6月現在)	措置済

ページ	項目	内容	担当課	措置状況	対応区分
P159	事業の方向性(高齢者等住宅整備資金貸付金)	当該貸付金については、既実施分の貸付金はすべて償還済みであり、また平成12年度以降は全く利用されていないことから事業の廃止を検討するのが相当であるとする。 市の事務事業評価でも当該事業は廃止の方向が打ち出されており、事務の簡素化のため早期に廃止を検討すべきである。	高齢福祉課	(措置済み) 高齢者等住宅整備資金貸付金については、平成12年度以降利用がなく、過去の貸付の返済も平成17年度で完済しております。また、民間金融機関の貸付制度もあるほか、住宅改造に関する補助金も整備されていることから、平成18年度末をもって事業を廃止しました。 (平成19年6月)	措置済